

令和6年第5回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和6年12月3日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和6年12月4日

4. 出席議員（13名）

1番 藤本健太	2番 世良将生
3番 水原耕一	4番 福垣内邦治
5番 光本一也	6番 中島数宜
7番 尺田耕平	8番 竹爪憲吾
9番 沖田ゆかり	10番 片川学
11番 民法正則	13番 大瀬戸宏樹
14番 時光良造	

5. 欠席議員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	岩田秀次
教育長	平岡弘資
総務部長	西岡隆司
住民生活部長	西川伸一郎
健康福祉部長	西村ゆり
企画担当部長	榎並正和
建設農林部長	堂森憲治
技術担当部長	寺垣内栄作
教育部長	立花太郎

総務部次長	佛圓至裕
住民生活部次長	福嶋春樹
健康福祉部次長	井原志保里
建設農林部次長	宗像雅充
教育部次長	須賀雅彦
財務課長	多久見良数
産業観光課長	近藤光宏
収納管理課長	堀野准
防災安全課長	北川忠博
生活環境課長	花岡秀城
高齢者支援課長	竹本園美
子育て支援課長	熊野孝則
健康推進課長	寺澤ひとみ
農林緑地課長	中原幸成
都市整備課長	渡部貴幸
会計課長	福垣内哲治

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 桐木和義 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第55号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第56号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第57号 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 5 議案第 5 8 号 熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 5 9 号 熊野町環境事務所の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 6 0 号 熊野西ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 1 号 令和 6 年度熊野町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 9 議案第 6 2 号 令和 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 令和 6 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 令和 6 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 2 発議第 1 号 核兵器禁止条約第三回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 3 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 1、議案第 5 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第 5 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である、人事院の勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に準じ、本町の職員の給料及び勤勉手当等について、所要の

改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛圓） それでは、議案第54号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

お配りしています資料1を御覧ください。

初めに、1の、改正の趣旨でございます。

提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、人事院勧告による国家公務員の給与等の改正状況を踏まえ、給料及び期末勤勉手当の改正を行うものでございます。

2の、改正内容を御覧ください。

議案の第1条関係につきましては、まず、（1）の給料でございますが、令和6年4月分の給与において、公務が民間を下回っていたことから、これを解消するために、全ての階層で給料表の引上げを行います。

この改正による給料表の引上げ幅は、全体でおおむね3%となります。

次に、（2）の期末勤勉手当でございますが、議案の第1条につきましては、民間のボーナスとの均衡を図るため、期末勤勉手当の年間総支給月数を0.1か月引き上げ、4.5か月から4.6か月に、また、再任用職員につきましても0.05か月引き上げ、2.35か月から2.40か月とするに当たり、これらの引上げ分を12月の支給月数で調整を行うものでございます。

なお、第2条につきましては、令和7年度以降についても、令和6年度と同じ、総支給月数を6月分及び12月分に均等に配分する内容ですので、資料の表にもございますように、期末勤勉手当の年間支給月数に変更はございません。

続いて、3、影響額でございますが、これらの改正による影響額につきましては、給料、期末勤勉手当の増額分と、これによる手当、共済費等への増額分として約3,495万円を見込んでおります。

施行日につきましては、4に記載のとおり、第1条の給料に係る改正は令和6年4月1日に、期末勤勉手当の改正は令和6年12月1日にそれぞれ遡及して適用し、第2条

の期末勤勉手当に関する改正は令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 全体で平均3%の引上げということなんですけれども、0.1引き上げられた方と、0.05引き上げられた方の内訳を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛圓） 今回の国からの人事院勧告で示された内容なんですけど、若年層の上げ幅を大幅に引き上げるといことで、今回の改正の内容につきましては、30代後半までの職員に重点を置いて、上げ幅が大きくなっております。

それ以降、全体を配分しまして約3%という改正内容になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第54号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、議案第55号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第55号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づき行われる予定の、特別職の国家公務員の改定内容に準じ、年間の期末手当を0.1か月分引き上げるものでございます。

この改定により、年間の総支給月数は3.5か月となり、職員一人当たり平均で、議員一人当たり平均で3万2,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第55号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第3、議案第56号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第56号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づき行われる予定の国の改定内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

内容につきましては、年間の期末手当について0.1か月の引上げを行い、4.6か月といたします。影響額といたしましては、年間で約25万8,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第56号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第4、議案第57号、パートタイム会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第57号、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づき、常勤職員の期末勤勉手当の支給率を改正することを受け、パートタイム会計年度任用職員においても、これに準じた率を適用するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、常勤職員と同様に、年間の期末手当について0.1か月の引上げを行い、4.6か月といたします。影響額といたしましては、年間で約150万円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第57号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第5、議案第58号、熊野町地域包括支援センターの人員

及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第58号、熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行され、国の基準が改正されたことに伴い、町条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） それでは、議案第58号、熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

1の、経緯ですが、地域包括支援センターにつきましては、介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、平成27年に熊野町地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例を定めて運営を行っております。

地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定める介護保険法施行規則及び指定介護予防支援などの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援などに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

なお、条例の改正については、基準省令において、経過措置として、省令施行後一年以内に行うものとされております。

2の、改正の主な内容ですが、地域包括支援センターにおきましては、条例により、1、保健師その他これに準ずる者、2、社会福祉士、その他これに準ずる者、3、主任

介護支援専門員、その他これに準ずる者を、それぞれ専らその職務に従事する常勤の者を一人配置することとされておりますが、このたびの改正により、医師、歯科医師、介護事業所の代表などで構成する地域包括支援センター運営協議会において必要と認められた場合には、常勤加算方法により配置基準を満たすことができるとされたものです。

3の、常勤換算方法につきましては、町の1週間の勤務時間である38時間45分に満たない非常勤職員であっても、同一職種の二人以上の合計勤務時間がこの常勤時間を超えることにより、常勤換算方法で基準を満たすこととなり、例えば、1週間の勤務時間が、保健師Aが25時間、保健師Bが30時間であった場合に、合計勤務時間が55時間となることで、常勤換算方法で基準を満たしていると判断できるものです。

4の、地域包括支援センターの職員配置状況についてですが、現在、保健師に準ずる者として、看護師一名、社会福祉士一名、主任介護支援専門員一名、要支援認定者のプラン作成のための介護支援専門員二名により運営しております。

この条例の施行日は公布の日とし、地域包括支援センターの職員体制については、今後もこれまでの体制を維持できるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第58号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決されました。



○生活環境課長（花岡） 環境事務所に従事する職員の数なのですが、基本的には、事務所長1名、事務補助員1名、現場作業員2名の、合計4名で作業の体制に当たっております。

また、年末などは、これにプラスして、増員で当たっているということになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ちょっと内容がずれるかも分かりませんが、この指定管理ですよね、業務と、町民、住民サービスの向上に向けての指定管理だと思うんですが、いつとき前まで、耐震に対する問題を取り出されて、建物に対する耐震を結構やってきたと思うんです。以前、シルバーさんが元の東公民館に移られたときに、耐震は検討してないと、考慮してないということをおっしゃったんです。

この際ですから、指定管理がまた継続ということで聞かせていただきたいんですが、この建物に関しては今まで聞いておりませんが、この構築物に対しての、南海トラフも叫ばれておるところでございますから、管理をしていただく以上、この建物の耐震というものは検討されておりますか。安全は図られとるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） こちら、環境事務所を入れてすぐの事務所になるんですが、こちらが鉄骨の2階建て、昭和63年度の建築年月日となっておりますので、建築基準法、57年の後の建物ということで、耐震的には大丈夫かなという形で考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 検討されとるということですね、そういう解釈でよろしゅうございますか。

以前、シルバーさんが東の元の公民館へ移られるときに、考えてないような答弁があったんです。それで、指定管理をしていただく以上、やっぱり従事者の安全も確保していかんやいけんのじゃないのかなという考えの下から聞いております。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 耐震的には、検討といいますか、大丈夫であると考えておりますが、老朽化が進んでおりますので、その観点で、今後、考えていかなければならないかなということで思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第59号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第7、議案第60号、熊野西ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第60号、熊野西ふれあい館の指定管理者の指定につきまして、提

案理由を御説明申し上げます。

熊野西ふれあい館は平成21年度から指定管理者制度を導入し、令和4年度からの3年間、一般社団法人熊野町シルバー人材センターを指定管理者として運営管理を行っております。

この間、地域住民の多数の参画を得て、適正で効率的な運営がなされ、交流や介護予防などの活動の場として定着してまいりました。

今後とも、地域の様々な社会資源を生かしつつ、地域の実情に即した取組を継続、発展させるため、引き続き、一般社団法人熊野町シルバー人材センターにこの施設の管理を委ねることが適当であると考え、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） この熊野西ふれあい館についてなんですけれども、施設の設置目的が、多世代の住民の交流並びに高齢者の生きがいと健康づくり活動及び子育て支援活動等の場の提供により、地域における町民の自主的な福祉活動を支援し、もって地域福祉の増進を図るとあります。

しかしながら、この施設の設置目的というのは、設置された当初、施設内に子育て世帯の支援センターがありましたので、こういった目的になっているのかと思うんですが、現在は、この目的が達成されてないと感じますが、その点いかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 西ふれあい館の設置当初は、子育て支援センターが設置しておりました。今現在は夢プラザのほうに移動しておりますが、今現在も、子育て世代の方、いわゆる、例えば、こども食堂であるとか、子供会であるとか、そういった方の使

用もされておりますので、大きな事業というのとはしておりませんが、そういった方を対象にした貸出しを行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 全体の何割程度、その子供たちが借りているのか、お伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） すみません、年齢別の使用利用については手元に持っておりませんので、ちょっと把握しておりません。

以上です

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 高齢者ばかりでなく、子供たちも利用しているということなのですが、施設の設置目的は多世代の住民の交流ということになっております。

高齢者の方と子供たちが交流されるといったことが現在行われているのか、お伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 先ほど、子供会と言わせていただいたんですが、自治会などで、三世代交流であるとか、高齢者の方が子供さんを対象とした講座等も行っていると伺っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 先ほどの環境事務所と同じ指定管理者となっておりますが、それについての理由をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） シルバー人材センターに指定しているという理由ですけれども、このたびは更新ということもありますが、地域住民の多数の参画を得て、先ほども説明をさせていただいたんですが、適正で効率的な運営がされているということと、あと、交流や介護予防などの活動の場として定着していること、あと、地域の実情に合った取組を継続、発展することが期待できるということで、このたび、候補者として考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 公共施設は税金で建てた住民の暮らしを支える共同財産であり、住民の声が直接反映され、お金のない子供や社会的弱者でも安心して利用できること。そのために安定的に運営され、継続的に専門性を発揮できる職員が配置されることが大切と理解しておりますが、この点についてはいかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 今、シルバー人材センターを、西ふれあい館のほうでは、センター長1名と、事務職員費1名、臨時職員1名、3名で運営を行っております。

高齢の方から年に数回、一度の文化祭等で、地域のほうにも地域の活動等について工夫をされて、貢献もされております。

そういったことから、シルバー人材センターのセンターのほうに西ふれあい館の運営を委託することは適正であると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~



(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第8、議案第61号、令和6年度熊野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第61号につきまして御説明申し上げます。

令和6年度熊野町一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億647万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億3,846万4,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第61号、令和6年度熊野町一般会計補正予算(第3号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

14款国庫支出金の1項国庫負担金では、1目民生費負担金において、障害者福祉に係る扶助費の増に伴う財源として、障害者自立支援等諸費国庫負担金3,326万7,000円の増額、児童扶養手当の事業費増に伴う財源として、児童扶養手当給付費国庫負担金76万7,000円の増額、ほか、過年度精算に伴う追加収入の計上により、目全体で3,497万9,000円の増額。

2項国庫補助金の2目民生費補助金では、障害者福祉に係るシステム改修委託料の財源として、障害者自立支援等諸費国庫補助金89万6,000円、児童クラブの人件費増などに伴い、子ども・子育て支援交付金215万円のそれぞれ増額でございます。

続きまして、15款県支出金の1項県負担金では、1目民生費負担金において、障害者福祉に係る事業費増の財源として、障害者自立支援等諸費、県費負担金1,663万3,000円の増額や、過年度精算に伴う追加収入の計上など、目全体で1,681万1,000円の増額でございます。

2項県補助金は、2目民生費補助金において、過年度精算に伴う追加収入の計上のほか、ページをめくっていただきまして、15ページに記載の子ども・子育て支援交付金では、国庫補助金と同様に、児童クラブの事業費増に伴い159万1,000円の増額となり、目全体で170万1,000円の増額でございます。

中段の、16款財産収入の1項財産運用収入では、2目利子配当金において、預金金利の上昇に伴う基金利子の増額を基金ごとに計上しており、目全体で49万7,000円の増額でございます。

下段の、18款繰入金の2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金において、予算の収支均衡を図るため1億4,931万7,000円の増額、3目筆の里づくり基金繰入金は、小学校低学年書道家指導事業の増額に伴い12万2,000円の増額でございます。

次に、歳出について、主な内容を御説明いたします。

歳出につきましては、過年度決算に基づく国庫支出金などの返還金、職員配置や人事院勧告に基づく人件費の調整などを多くの事業で計上しております。

これらを除く各事業の主な内容につきまして御説明をいたします。

18ページ、19ページをお開きください。

2款総務費、3項徴税费、1目税務総務費では、税務総務事業において、郵便料金の値上げに伴い20万円の増額。2目賦課徴収費では、収納事務事業において、こちらも郵便料金の値上げに伴い、通信運搬費31万5,000円の増額など、事業合計で45万5,000円の増額でございます。

少し飛びまして、24ページ、25ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費では、障害者総合支援事業において、利用者の増加による障害者自立支援事業扶助費6,653万6,000円の増額や、障害福祉サービスに係るシステム改修委託料を計上しており、国庫支出金返還金などを含めた事業合計で7,664万7,000円の増額でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

中頃に記載の、6目国民健康保険費では、熊野町国民健康保険事業において、特別会計の人件費の調整により、繰出金30万円の増額でございます。

続きまして、8目介護保険費では、介護保険一般事業において、特別会計の郵送料金などの事務費の増額や、人件費の調整により、繰出金76万円の増額を計上しており、会計年度任用職員の人件費の調整を含めた事業合計で75万6,000円の増額でございます。

続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。

3項児童福祉費、2目児童措置費では、下段から次ページに記載をしております児童扶養手当給付事業において、制度改正などの影響により、扶助費230万円の増額でございます。

36ページ、37ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、環境衛生事業において、住宅新築の増に伴う浄化槽設置整備補助金127万2,000円の増額を計上しており、会計年度任用職員の人件費調整を含めた事業合計で149万7,000円の増額となっております。

続きまして、下段から次ページに記載をしております、3項1目上水道費では、上水道会計繰出金において、人事異動に伴う児童手当拠出金に対する繰出金30万5,000円の増額でございます。

40ページ、41ページを御覧ください。

下段の、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、町道局部改良事業において、町道萩城中央線を拡幅改良するための事業費として430万円の増額でございます。

46ページ、47ページをお開きください。

中段の、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費では、中学校教育振興事業において、令和7年4月から中学校で使用する指導書等の購入費用として716万5,000円の計上でございます。

下段の、4項1目学校給食費の学校給食事業では、食缶方式への移行に伴う学校施設の改修費用として600万円の増額でございます。

48ページ、49ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費の郷土館管理運営事業では、郷土館東側の瓦な

どを修繕するための費用として50万円の増額でございます。

50ページ、51ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費では、基金事業において、預金金利の上昇に伴い、増額となった基金利子をそれぞれの基金へ積み立てるための費用として37万7,000円の増額でございます。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表、継続費補正につきましては、筆の里工房周辺整備事業において、物価変動の影響により、総額を7億1,500万円から7億9,200万円に増額するとともに、期間も令和8年度まで一年延長をしております。

中段の、第3表、繰越明許費については、学校給食事業において、食缶方式への移行に必要な学校施設の改修が年度内の完成が困難であると予測されるため、600万円を計上しております。

下段の、第4表、債務負担行為補正では、学校給食備品等購入事業において、食缶方式への移行に伴い必要となる食器や食缶などについて、納期等を踏まえて早期に契約締結が必要なため、債務負担行為の設定を行うものであり、令和7年度までの期間で、限度額2,800万円を計上しております。

令和6年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 6ページ、7ページの債務負担行為、学校給食備品等購入事業でございますが、温かい学校給食を始めるに当たって、子供たちが今まで体験することができなかった給食当番が発生すると思います。

この給食当番に関しては、給食エプロンや給食帽、給食袋といったものが必要になりますが、これについて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

○教育部次長（須賀） 学校給食のほうで使いますエプロン等のことですが、現在、学校給食、食缶以降、準備委員会を設置しておりまして、教育委員会の事務局、各学校長、給食担当教員で組織して、現在、検討を行っております。

エプロン等につきましては、原則、購入していただくというような形で今進んでおりますが、購入方法については、また、常任委員会のほうで検討していくという形になっております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○9番（沖田） これについて、学校指定のものを考えていらっしゃるのか、それとも、保護者の方にお任せするのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 一括でできるような形で購入のほうを今のところは考えておる状況でございます。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○9番（沖田） 学校によっては、小学校は1年生から6年生まで、中学校は1年生から3年生まで、中学校の3年生と小学校の6年生は一年間だけの使用ということになりますが、このことについて、やはり一年間の使用であっても、6年間の使用であっても同じものを購入するようにお考えでしょうか。

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 準備委員会の中でも、6年生、中学3年生の扱いについては、ちょっとまだ決めかねておるといような状況です。

一括で購入するのが良いのか、それとも、中学の3年生であれば親御さんのほうにお任せするかということも、現在、議題となっておりますので、これから決めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） しっかり保護者の意見を聞いて、検討していただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 25ページの、障害者総合支援事業、利用者の増加による扶助費が増ということですが、これ、詳細の説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） こちらにつきましては、障害者自立支援事業のほうの扶助費の増となっております。

主に増えているものについてなんですけれども、全体的には増加傾向にはあるんですが、特に増えているものでいきますと相談支援給付費、いわゆる、成人の方の障害福祉プランを計画立てる費用と、あと、児童通所給付費、あと、児童のプランを考える児童相談支援事業費についてが約16%から17%増加しているということで、今回、計上させていただきました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） はい、分かりました。

昨今、こういった事業所、高齢者の介護もそうなんですが、事業所でスタッフが非常に不足しておるということで、これ、補正予算は増でしょうけれども、補正予算に表れない状況として、サービスを受けたくても受けられないような状況などはございませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） サービスのほうが行き届いていないという話のほうは届いておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 分かりました。

続いて、31ページから33ページにかけての児童扶養手当の給付事業、制度改正、所得制限の限度額の引上げが行われたということですが、具体的な限度額の引き上げ内容をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 11月分の給付から適用とされております。

第三子以降の児童に関する加算の引上げというのがございます。それから、もう一つは、全部支給及び一部支給に関する所得制限限度額の引上げという、この2点が主な引上げとなっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） その所得制限限度額の引上げの内容を、具体的な数字を教えてください。

〇議長（時光） 熊野課長。

〇子育て支援課長（熊野） 例えばということで、扶養親族一人の場合から、ゼロから5まであるんですけども、一人の場合で、収入ベースで全部支給が190万円、所得ベースで107万円、一部支給ですと、収入ベースで385万円、所得ベースで246万円という数字となっております。

以上です。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） 工房周辺の整備についてお伺いしたい。

全協で説明いただいた、それから、追加質問に対して、昨日、質問に答弁いただいたわけですが、もうひとつ詳しく、7,700万円、これ増額ということなんです。この要因は物価高騰によるものであるという説明でございましたが、これに関わる、7,700万円のうちの町民負担の起債というものは何割なんでしょうか。

〇議長（時光） 多久見財務課長。

〇財務課長（多久見） 7,700万円の追加の部分に関しては、満額、国庫補助金がついた場合には、2分の1つきますので、残りの3,850万円について、90%起債がつきますので、3,850万円の90%が起債の対象になろうかと思えます。

以上です。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） 簡単な数字じゃないと思うんです。個人住宅であれば一棟建つんじゃないかという起債が残るわけですが。

風通しについて昨日説明いただいたんです、簡単に。今まで、熊野町の建物において、失陥がある建物、二、三あったと思うんです。私が担当してきた文教委員会で調査して

きた建物の中で、町民会館東側、そして、図書館、これも東側です。どうも水はけが良くない。町民会館においては、水が浸食し、中まで入っとなるような状況があります。それと、図書館、もし、知っとられるや分かりませんが、調査して、報告したあれで言えば、G Lから1メートルぐらいのところまで、常に水が吸って、これA L Cですね、外部は、吐き出してない状態。ともすれば、黒ずんで、コケが生えそうな状態の建物があるわけです。これ、ただ、今上げたのはたった2件の事案でございますが、ほかにもございます。

こういうことを勘案したときに、今の筆の里工房の建物、熟知たる説明もなく進んできたわけですが、議会の承認だけ求めるような形の流れが多々あったわけなんでございますが、これ、外壁材、使用を見たわけでもございませんので知りません。聞きたいのですが、外壁材は何でしょうか。そして、今の土台ですね、躯体は木造のように聞いておりますが、土台部分はG Lから何センチ上がっとなるんでしょうか。で、土台は何でしょうか、木でしょうか、集成材でしょうか、お聞かせ願えますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 建物の土台はコンクリートでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） それ基礎ですよ、土台ですよ。木の躯体で建てるのに、コンクリートの上に乗せるだけですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 暫時休憩いたします。

再開は10時50分とします。

（休憩 10時33分）

（再開 10時50分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） すみません、構造的な資料をちょっと持ち合わせておりませんでしたので、失礼いたしました。

先ほどの御質問でございますが、コンクリート基礎、こちらのほうが、35センチから1メートル程度のもの、コンクリート基礎になっております。

ただ、最終的に、完成の高さまで埋め立てたときに、一番小さいところで10センチ程度の出になるというところがございます。そのコンクリート基礎の上に2センチ程度のパッキンを置きまして、その上に12センチ掛ける12センチのヒノキを置くような構造となっております。その木には防腐処理や防蟻処理といった一般的な湿気対策も行っておりますので、大丈夫だろうと思っております。

また、外壁でございますが、窯業系のサイディングボードを使っております。また、ガルバリウム鋼板の金属製のものが主な仕様となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 基礎の高さは高いように、今、言われたんですけども、結局、仕上がりのGLから言うと10センチ程度ですよ、土台までの高さですね。それで、基礎パッキン工法において通気を図るということですね。

これ、10センチというのは水はけに対応できるんでしょうかね。いうのが、何にしても説明が足りないんですね。議決だけしなさいと、非常に乱暴な説明をされております、特にこの工房に関しては。

昨日頂いたこの資料、この頂いた資料のたったこれだけで、断面、初めて知ったわけです。この断面を初めて知った中で、GLからFLまで10センチしかないよ。初めてこの小さいところ、この老眼で見てようやく見つけて、この高さどうなんかないという疑問に非常に思ったところなんです。

非常にこれ、ランニングコスト、修繕維持費がかかってくる建物になってくるんじゃないかと思うんです。

それもってって、補正予算を7,700万円から簡単に言われるんですが、過去の実

例に基づいて、今、2例ほど挙げさせていただいた町民会館の東側の漏水ですね、そうして、今の図書館の東側の漏水ですよ、これ検証されましたか、原因を。

建設のほうで専門がおりますよね。それ、担当専門の方がおられて、過去の、私どもが文教委員会で視察をして、施設の視察をした状況を報告した中で、今後の維持管理等を提案しとるわけなんですけど、その中で、大規模修繕もやっていただいとる部分あるんですけども、こういう状態が起こって、水が侵食するという状態が起こった原因というものを、建設のほうで専門家として究明されましたでしょうかね。

設計がいけなかったのか、施工不良なのか、もしくは、設計段階でどういう状態が起こるいうのを分かりながら管理がずさんだったのか、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 町内の各施設の雨漏り等という御指摘は過去にもあって、ずっといろいろいただいておりますけれども、これにつきましては、それぞれの構造的なものであったり、ALCを使っているところで、水がどうしても入ってくるという問題があったりというものもあったかと思えます。

その中で、各施設の管理者のほうから、修繕であったり、大規模改築であったりといった相談の中で、今あるものの対策という部分での分は調整、検討させていただいております。

ただ、今回、新しくつくるものにつきましては、木ではありますけれども、構造的には、基本的には、単純な構造、これまでの建物よりは単純な構造であるという認識の中で進めておるところでございます。

過去の雨漏り等の修繕についても、その場に応じた最善の方法をまた模索していく必要があるかと思っておりますので、その辺は、また担当課とも協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 要因は分かったんでしょうかね、原因は。簡易的な構造であろうと考

えておるといことです。簡易的な構造ですよ。鉄骨コンクリに比べたら簡易的な  
でしょうね。ですが、重厚な構造であるものが雨漏りをする。この簡易的な構造である  
がゆえに、GLから10センチしか上がらないところに土台を設置する。これ、簡易的  
な建物だったら水は入らないんですか。

図書館なんか考えてみてくださいよ。東側の建物の際から隣地まで、短いところで四、  
五メートルありますね。長いところ、まだございます。でも水はけが良くない。

昨日の説明においては、夏季においては、大池の方から風速二、三メートルの風が吹  
くと。風量は確保できておるんであろうという答弁であったんですが、夏季なんか、特  
に大池のほうから来ると、大池の湿気を含んだ風が特に来るわけです。何を根拠に大丈  
夫だと。

そして、今、過去に学んで要因を調査したというのであれば、設計士とそういうこと  
を熟慮して勘案されたことを提案されて、この設計に至るとるんですか。その上でのこ  
の建築費ですか、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 例えば、図書館でございましたら、屋根の水の排水が詰まると  
ころが、やはり竹等のササが風で飛んできて、詰まっているというのが主な原因で、詰  
まったことによって、逆流したような形で漏水したと聞いております。

例えば、学校等の陸屋根、屋上等であれば防水シート等を張っておりますが、あと、  
窓とかドアとかにもございます、その周りにゴムでコーキングがしてございますが、大  
体、10年から15年と言われておりますが、ここ最近の温暖化によりまして、紫外線  
が強い、また、高温が続くというところで、そういうコーキング材がやはり思った以上  
に早く傷むというのが原因で、それが伸縮がなくなることによって隙間ができて、そこ  
から水が浸入しているという状況のところもございます。

一応、そういう分析の中で、今回のこの建物に関しましては、やはり2枚の大屋根で  
片流れの屋根にいたしまして、片流れでないところもございますが、降った雨がそのま  
ま地面に落ちていくような構造を主に採用して、少しでも湿気対策、また、雨漏り対策  
を行うようにしております。

以上です。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） ちょっと論点がずれとるんです。屋根からの雨漏りと、町民会館においては今おっしゃることが適正なんだろうと思うんです。サッシ回りのコーキング、それで、もしくは、今の、サッシの下の、下部の水切り辺りから水が入っとるんじゃないんかなと私も見えるんですが。

これ、図書館においては違うんです。東側は湿気が多いんです。その中で、屋根がどうこうの問題じゃないんです。今、アスファルトが張ってある足元から1メートルぐらいまで、基礎においては真っ黒ですよ、常に、これ湿気が逃げてないんです。1メートル部分ぐらいまで、ALCの部分、これ、防水を適時やられてないことも原因かも分かりませんが、黒い状態になっとる。これ、水が逃げてないんです。

これ、工房に当てはめたときに、どうしてもこれ通気だろうと思うんです。ですから、今の、コーキングが切れたりとか、防水が切れたりとかいう問題じゃないと思うんです。そりゃ、もちろん、新しい間は何ですが、古うなりゃある程度老朽化して、ガルバリウムでも、打った釘の間から入ることもありましようし。

ただ、一番怖いのは、GL部分から10センチしか上がってない。簡易な建物じゃということ、今、部長おっしゃられたんじやが、鉄筋とか鉄骨であれば腐食は遅いです。木というこうになると、簡易がゆえに、水を吸ったなかなか逃がしませんよ。その上で腐食も早いんです。

こういうところを、専門職として建設が検討されたのかと。ただ、募集をして、設計士が描いてきた、丸いデザインでええじゃないかと。今後の、今のランニングコストも考えずに、安易になぜ、あんまり熟慮しない、してないように見えるんです。熟慮しない上に、議会への説明も足りない、その中で、なぜそう箱物を急ぐのか、私は非常に疑問なんです。

町民の税金を使うわけですよ、起債として。ましてや、国庫から頂くにしても国民の税金ですよ。もうちょっと、箱物を造るのであれば、もうちょっと検討されるべきじゃろうと思うんです。建設のほうでもしっかり鑑みられて、設計士の方と、もっと構造に対して、出来上がったときにどうなのか、ランニングコストを維持していくことに関してどういう結果が出てくるのか、こういうものは過去の経験に学んで、建設のほうでし

っかり設計士とお話しただきたいと思うんです。

その上で、ある意味、応札されてなくて良かったんです。こういう機会が来たわけですから、7,700万円もアップするんだと。まだ建ててないわけですよ。建てる前に、もう一度検討いただけませんか、設計士と。これ、工事を止め言よるわけじゃないんですよ、勘違いせんっててくださいよ。

そこらをよう検討していただいて、ぜひ、維持費が極力少なくて済むものを建てていただきたいと思うんです。

いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） その辺り、今、また新たに発注するわけですがけれども、それに対しても、設計士とも協議、今までも協議は進めておりますけれども、今言われたようなことも踏まえまして、そういったランニングコストも踏まえて、また協議できる部分は情報を共有させてもらって、庁内の状況とかも協議させてもらって、できるだけ良いものに近づけたいと努力していきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ぜひお願いしておきたいと思うんです。

昨日の説明の中で、また、1点、不思議に思ったところが、中庭を取ることによって外気に接する外壁面の面積を増やし、建物全体の換気を促進しているということなんです。これ、中庭の上、屋根ないですよ。塗り床を濡らす、外部を増やす必要があるんですか。これは明かり取るためですよ。明かりを取るために中庭を取って、建物の中の明かりを取るによって、天採光によって明るくするということなんでしょうけれども、建物全体の換気を促進する、これ、雨天であろうが晴天であろうが、窓を四方八方、常に開放しておくんですか。

逆に考えれば、この庁舎の建物の欠点から言うて、中庭のところも、これ、水が中へ浸入するようなことがございましたね。これも通気が悪いですよ、中庭取ることによっ

て。どうしても中庭が要るんであれば、あっこに、アクリルの折板なり、透明の屋根や  
ってもええんじゃないんかと思うんですが、何か言い訳がましいんですね、これ、外壁  
面の面積を増やし、かえってぬれるところえっと増やしとんですよ、これ。

中庭の水はどこへ、適度に排水がちゃんとできるんでしょうか。それもまた10セン  
チぐらいしか上がってないんですよね、建物の軀体まで。

こういう言い訳がましい文章を見ると、考えてないように思えるんです。

いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 寺垣内技術担当部長。

~~~~~○~~~~~

○技術担当部長（寺垣内） 一応、片川議員おっしゃられるとおり、文章的にちょっとお  
かしいところはあったんですが、外壁面をこうやって増やすことによって、日照、でき  
るようなところもちょっと増やそうというのが主な面でございました。

文章的にちょっとおかしいところは申し訳ございませんでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） なんかこういう話出るたびに、何か私一人が文句言うような感じ  
なんです。

ぜひ、議決を求める前に、もっと丁寧に、親切に議会への説明を求めたいと思うん  
です。何の説明したおっしゃるんですけれども、何の説明もなされてないんですよ。平面  
図を頂いた、見せていただいた、外観完成図の絵を見せていただいた。建物に関する断  
面図もなければ、ガルバリウムもなければ、何一つ説明を受けてないと一緒ですよ。

これで承認せえと、気に入らにゃあ反対立てや、またそのような声が聞こえてきそう  
ですが、議会軽視甚だしいと思うんです。もっとしっかり丁寧に、住民代表の前で説明  
をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 申し訳ございません。その辺り、我々も努力しておるつもりであつたんですけれども、不足している部分については、しっかり説明を尽くせるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） すみませんね、ぜひお願いしたいと思うんです、これだけの膨大な事業なんで。

このたびの機会もありまして、住民の関心も寄せられるところだと思うんです。しっかり今後の、中身についてはまだ議論していかなきゃいけない部分が多々あると思います。これだけの起債を負って、住民に負担をかけるわけです。それで、日本国の国民の税金を頂いて施設整備をしていくわけなんです。

このことに限らず、議決が要るものであればしっかり議会に諮っていただきたい。と同時に、説明をまずしていただきたい。これをしっかりお願いしておきます。

どうですか、町長部局。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） たくさんの御意見いただきましてありがとうございます。

今言われるように、水の問題であるとか、湿気の問題とか、これは建物にとっては重要な部分だと思いますので、現に、指摘されますように、大体、建物建って、最初の不具合が出るというのは、大体水回りが多いような気もしますから、御指摘はごもっともだと思います。

それで、設計をまずしっかりすること、これはもう言うまでもないことで、ここに間違いがあつてはいけませんし、それは専門の設計士に頼んで、町の中にも建築士がいるんですが、残念なことに、ここにちょっといないということで、ちょっと説明が十分できないところがあるんですが、そういったように、設計委託業者とよく詰めて設計をしております。

それから、施工管理ですね。これ、これからになるんですけれども、これもしっかり

やらないと、また雨漏りの問題にもなるでしょうから、これも、今から、施工管理の部分では、これ委託だすんだらうと思いますけれども、調整していくことが大事だと。

それから、水ということですので、やはり建物が建つと、時間の経過とともに水回りの部分が劣化をしたり、例えば、ゆがみとか、そういうようなこともありますので、これは管理の部分になると思いますので、それが、雨漏りというのは、大体、漏れなきや分からないところがあるんですが、事前に、何年に一回かの検査をすれば、多少、それが事前に防げるのかどうなのかという、これも建設の中でじっくり検討してもらおうと思います。

それから、議会への説明ということなんですが、今までも、こういった、かなり技術的な、専門の分野に入っただけの今説明ですので、これを今度からするよにといいことでありましたら、それはそれなりに担当のほうからですが、それであれば、こういった本会議ということではなくて、例えば、委員会とか、そういうようなことで説明するのが、もっと担当も入れますから、みやすいんじゃないかということもあるので、それは、議長にも相談して、今後どういうふうにしていったらいいかというのはちょっと検討したいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） そうなんですよ。こういうふうに中継のあるところで、私一人がいきつとるような放送されとうもないんです、私も。しっかり全協なり、委員会なりで事前にしっかり説明をいただければこういう質問もしなく済むんです。

この辺、お願いしておきたいと思います。

それと、今話題になつとる103万円の壁、これがまた遂行されるということであれば、所得税も減ってくると思うんです、町に入ってくる際にも。この償還について疑問に思うところ、不安に思うところというのは、町執行部として検討なされてませんか。

全然、今までの計画と一切変更の余地はないと、考える必要ないという考えでしょうか、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） ただいまの説明、例の103万円の話でしょうか、これ。

これが町への影響というのは、巷間いろいろ言われているんですが、町のほうも試算をして、もしそのとおりになるのであれば、4億円近いものが影響が出るかもしれないというような、そういうところの作業はしておりますが、今、国で言われますように、地方への実際の負担が、負担というか、影響がどれだけ出るか、じっくり国会で議論をされるはずですから、その分を注視していきたいと思います。

それから、当然、歳入が減るということがもし今後起こるのであれば、それは、当然、入るを量りて出ざるを為すの部分ですね、当然、歳出も考えていかなくちゃいけないと思いますが、現在の段階では、今年度予算についてはこのまま行きたいと思っています。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 少額でございませぬので、動向を注視していただいて、ひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかに質疑はありませんか。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） 筆の里工房の施設の件なんですけれども、第3回目の入札で業者がそろったということで、5社ほど入札があったと思うんですが、一番最安の業者と次の業者の差が1億1,000万円あったんです。これは企業側の話なので、ちょっとここでお伺いするのは変なのかもしれないんですけれども、1億1,000万円、企業努力で何とかなる金額なのかなというところがありまして、もちろん、入札なので、決まったところをお願いをする形にはなるんですが、素人、ちょっと、僕、建物関係に疎いのであれなんですけれども、それがあるおかげで修繕がすぐ入ったとか、そういうことがないように、しっかりと打合せをしてやっていただけたらと思います。

答弁は結構でございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより、議案第61号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第9、議案第62号、令和6年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第62号につきまして御説明申し上げます。

令和6年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,992万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,115万6,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、保険給付費の増額に伴う現補助金2,910万3,000円の増額、一般会計や基金からの繰入金61万1,000円の増額などでございます。

歳出予算の主な内容は、現在までの執行状況により、不足が見込まれる保険給付費2,849万9,000円の増額のほか、人件費や郵送料金の増額などを計上しており、合計で2,992万5,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 国民健康保険証がマイナ保険証に移行したことにより、滞納者に発行されている短期保険証が今後どのようなようになっていくのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（福嶋） 国民健康保険の滞納者に係ります短期証なんですけど、今、滞納がある方については短期証の制限を設けております。

この月曜日から、12月2日から保険証の発行が廃止になりました。そのことで、新たに国民健康保険に加入される方については資格確認書というものが交付をされることになっております。保険証ではなくて。この資格確認書のほうでと制限を設けたりとかということが可能になっております。

マイナ保険証についても期限を設けることが可能になっておりますので、システム上、これまでの短期証のような形で、何月何日までという制限を設けて、それで使用するということも可能となっておりますので、そのように運用していく予定でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第62号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第10、議案第63号、令和6年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第63号につきまして御説明を申し上げます。

令和6年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の保険事業勘定につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ98万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,689万円とするものでございます。

歳入予算の内容につきましては、人件費や事務費に対する財源として、一般会計繰入金27万6,000円の増額や、国庫補助金21万7,000円の増額などがございます。

歳出予算の内容につきまして、総務費では、郵送料金の増額による16万7,000円の増額、地域支援事業費では、職員配置などによる人件費の調整として81万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,643万1,000円とするものでございます。

内容は、歳入予算では一般会計繰入金を、歳出予算では人件費の調整による増額を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより、議案第63号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第11、議案第64号、令和6年度熊野町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第64号、令和6年度熊野町下水道事業会計補正予算(第2号)案につきましては、収益的支出予定額を394万8,000円増額し、総額を5億7,481万3,000円とするものでございます。

また、資本的支出予定額を300万9,000円増額し、総額を5億7,963万9,000円とするものでございます。

支出の主な増額の内容といたしましては、公共バスの修繕及び設置工事が、当初予定していたよりも件数の増加が見込まれるため、増額するものでございます。また、人事異動に伴う人件費の増額調整を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより、議案第64号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第12、発議第1号、核兵器禁止条約第三回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番(沖田) 発議第1号、核兵器禁止条約第三回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書の提案の趣旨を御説明いたします。

以下、意見書を朗読することにより趣旨の説明に代えさせていただきます。

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなどの威嚇を行い、人類はかつてないほどの核の脅威にさらされている。

こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から3年が経過し、73か国に達した。

日本はこの条約に対し批准をしていないが、核廃絶の出口に当たる重要な条約であると高く評価している。

未批准国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年6月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年11月に開かれた第二回の締約国会議には35か国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりを見せている。

唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができる。

また、締約国の中には、カザフスタンのように過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに日本の様々な知見や経験を役立てることもできる。

よって、国におかれては、核兵器を巡る情勢が混迷の様相を呈する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている次回の締約国会議にオブザーバー参加されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） この発議第1号については議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより、発議第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

（散会 11時29分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員